

2024年9月30日

大阪市長 横山 英幸 様

要望書

私たち釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会は、本年5月1日に要望書を提出し、6月7日にご回答をいただき、7月31日に「協議」の場を設けましたが、いくつかの点で、「回答」となっていない点、見当違いな点があると思いますので再度、質問・要望書を提出することになりました。

昨年度も数回にわたり「要望書」を提出し、昨秋、9月26日、12月5日、3月19日の要望に対する意見交換の場で大阪市はセンター建て替えに絡む野宿をせざるを得ない労働者の立ち退き問題に対して「現行の支援策だけでは立ち退きが進まないので『支援・要請・執行』の手順でなるべく強制執行による野宿場所の移動で終わることのないように、幅広い支援策を用意し、丁寧な説明・誘導をしていきたい」と言っていました。

しかし、最高裁の判決が出て、いざ立ち退きをしなければならないという間際になって（7月31日の協議）、シェルター利用者の個別面談以外では何ら周知されていない「ホームレス地域移行支援事業」が利用できる、簡宿（ドヤ）の借り上げをするという現行支援策以外の二つの施策を発表しました。

現行支援策が大きな効果を発揮してきたことは紛れもない事実ではありますが、現在でも野宿生活をしている方たちがいるという事実は、現行支援策の周知が不十分であることと、現行支援策では解決できない事情を抱えている方たちがいるということです。

私たちは街中で寝場所・居場所もなく野宿をする人たちが無くなることを願っています。

大阪市は6月7日の回答で「今後も粘り強く声がけを行う」「顔の見える関係性を構築しながら、希望する支援などを聞き取り、その方々に応じた支援につなげる」と言われていますが、

1. この間「顔の見える関係性」は構築できたのか、そのために十分な巡回をしているのか、回答してください。

2. どのような希望が出ていて、どう支援するのか？回答してください。
3. ホームレス地域移行支援事業の成果を示してください。
4. センター回りからの立ち退きの新しい施策となった「簡易宿所の借り上げ」はいつからいつまで利用できるのか？その後はどう支援が続くのか？回答してください。

私たちは住宅扶助の単体給付は野宿からの脱出に一番効果的な施策だと思います。大阪市は私たちのこの間の「住宅扶助の単体給付をなぜ拒否するのか」という質問・要望について自立支援課は「担当部署ではないのでわからない」と逃げてきましたが、前回協議で担当部署が出席してきたにもかかわらず明確な回答はしていません。単体給付が可能であるにもかかわらず、言を濁して回答しない、時間切れで胡麻化するのは行政としての責任を放棄しているとは思えません。

5. 住宅扶助の単体給付は野宿からの脱出にとって非常に有効だと思いますが、なぜ、大阪市は単体給付を拒否するのか回答すること。拒否しないのであれば住宅費の単体給付を求める方に支給をすること。

また、6月7日の回答、7月31日の協議で、私たちの「ホームレス状態で生活している者・住まいが不安定な状態にある者が隔離・自宅待機を必要とされる場合、その他精神的病の発病などで共同の場所で寝泊まりできない者が直ちに利用できる待機場所、緊急の宿泊が可能な場所を市の責任で作りなさい」という要望に対し、自立支援課はホームレス問題だと明らかにわかる要望をホームレス問題に何の見識もない困窮者グループの課長代理に回答をさせ、住まいを持つ「困窮者」の問題にすり替えました。

行政窓口が閉まっている時間帯に目の前で困っている方に対し、松崎課長代理は「各区に相談窓口が設置してある」「安定した住居のない方に対しては、生活ケアセンターの利用をして」と答え、「その回答がすべてです」と言い切りました。行政窓口が開いていない時間帯に困っている方に対しどうするのか？という問いかけに応えることなく、窓口があくまで過ごす住まいがある方というまったく条件の違う設定を作り出し回答するという誤魔化しをし、行政サービスを提供する者にあるまじき回答をしました。これが一職員の見解なのか福祉局の見解なのか、いずれにしても大阪市の名義での回答であることに我々は驚きを隠せません。

釜ヶ崎では数年前から不動産事業者と介護事業所、就労継続支援事業所が一体となり野宿

せざるを得ない人を取り込む新しい形の貧困ビジネスが横行し、本人の意向に反して金銭管理などで囲い込むなどの人権侵害が行われています。釜ヶ崎周辺では就労継続支援 B 型作業所が急増し、実質的な利用実態がない利用者の報酬請求が行われるなど福祉事業の不正な運用により福祉予算の本来の目的から外れて利益を上げている問題が指摘されています。大阪市が緊急時対応を行うことでこれらの違法な貧困ビジネスに野宿せざるを得ない人たちが取り込まれるのを防ぐ重要な役割を果たすと考えられます。

6. 行政窓口が閉まっている場合の相談体制、緊急の受け入れ場所を作れ！再度回答を求めます。福祉局自立支援課として回答すること！

また、西成区保健センター分館、西成市民館という地域の二大福祉施設のバリアフリー化についての要望で、西成区は相談窓口を一階にすることで対応しているということであったが、引き続きバリアフリー化を急ぎ旧あいりん総合センター跡地のワンストップサービス窓口への統合を要望します。

7. 西成市民館は『福利・にぎわい施設』で検討中とのことですが、「千平米の福利施設」なるものが大阪市から提案されていますが、西成市民館、保健センター分館については議題にも挙がっていません。大阪市がどう考えているのか責任ある回答をください！

5月1日付の要望書では、西成区保健福祉センター分館、西成市民館のバリアフリー化が必要であること、そして、高齢者、障害者、女性や外国人労働者など生活上の困難を抱えた人たちが利用しやすい相談窓口の設置を強く要望しています。それと併せてぜひ必要なのが、行政の措置権限を持つ出張所、窓口(生活保護、介護、障害者支援など)を設けるなど、地域の実情に沿った手立ての実施です。

なぜそれが必要なのか。補足資料として、地域の福祉支援を仕事としている人たちの現場からの声を付けさせてもらいました。必ず目を通していただき、地域の支援現場からも切実な要望があることを受け止めてもらいたい。

今回も、あらためて要望しますので、明確な回答をお願いします。

8. 旧あいりん総合センター跡地も含めたこの地域に、行政の措置権限を持つ出張所、窓口を設置してください。

私たちは以上 8 点を要望します。時間の引き延ばしや誤魔化しをすることなく、真正面から向き合い、直ちに回答をください。

第 54 回 釜ヶ崎越冬闘争実行委員会・釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会

共同代表 本田哲郎

山田 實

山中秀俊